

令和4年度第2回選挙管理委員会会議 次第

日時 令和4年6月14日（火）

午後5時00分から

場所 袖ヶ浦市役所 7階会議室

1 挨拶

2 議事日程

日程第1 会議録署名人の指名について

日程第2 議件

議案第1号 投票所の決定について

議案第2号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第3号 投票所の投票立会人の選任について

議案第4号 期日前投票所の決定について

議案第5号 期日前投票所開閉時刻の繰上げについて

議案第6号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第7号 期日前投票所の投票立会人の選任について

議案第8号 在外選挙における期日前投票所の指定について

議案第9号 不在者投票記載場所及び時間の決定について

議案第10号 特例郵便等投票用紙等の公示日前における郵送開始期日
について

議案第11号 開票の場所及び日時の決定について

議案第12号 開票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第13号 ポスター掲示場の設置場所の決定について

議案第14号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び
場所の決定について

議案第 15 号 開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について
(千葉県選出議員選挙)

議案第 16 号 開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について
(比例代表選出議員選挙)

議案第 17 号 袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長の執務場所の決定について

議案第 18 号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

日程第 3 その他

議案第 1 号

投票所の決定について

令和 4 年 7 月 1 0 日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票所を次のとおり定める。

令和 4 年 6 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御 園 豊

投票所名	場 所
第 1 投票区投票所	袖ヶ浦市奈良輪・袖ヶ浦市立奈良輪小学校体育館
第 2 投票区投票所	袖ヶ浦市坂戸市場・袖ヶ浦市立昭和小学校体育館
第 3 投票区投票所	袖ヶ浦市神納・神納コミュニティセンター
第 4 投票区投票所	袖ヶ浦市神納・神納公民館
第 5 投票区投票所	袖ヶ浦市福王台 3 丁目・袖ヶ浦商工会館
第 6 投票区投票所	袖ヶ浦市蔵波・蔵波会館
第 7 投票区投票所	袖ヶ浦市蔵波台 4 丁目・袖ヶ浦市立蔵波小学校体育館
第 8 投票区投票所	袖ヶ浦市蔵波・長浦公民館 1 階多目的室
第 9 投票区投票所	袖ヶ浦市長浦駅前 6 丁目・袖ヶ浦市立長浦小学校体育館
第 10 投票区投票所	袖ヶ浦市久保田・久保田会館
第 11 投票区投票所	袖ヶ浦市代宿・代宿公民館
第 12 投票区投票所	袖ヶ浦市のぞみ野・のぞみ野第 2 自治会館
第 13 投票区投票所	袖ヶ浦市大曾根・大曾根公民館
第 14 投票区投票所	袖ヶ浦市三ツ作・三ツ作自治会館
第 15 投票区投票所	袖ヶ浦市飯富・飯富自治会館
第 16 投票区投票所	袖ヶ浦市蔵波・袖ヶ浦市立蔵波中学校武道場
第 17 投票区投票所	袖ヶ浦市野里・平岡公民館多目的ホール
第 18 投票区投票所	袖ヶ浦市川原井・袖ヶ浦市立平岡小学校幽谷分校
第 19 投票区投票所	袖ヶ浦市三箇・袖ヶ浦市立平川保育所
第 20 投票区投票所	袖ヶ浦市横田・平川公民館 1 階会議室
第 21 投票区投票所	袖ヶ浦市横田・袖ヶ浦市立中川幼稚園
第 22 投票区投票所	袖ヶ浦市吉野田・平川公民館富岡分館多目的ホール
第 23 投票区投票所	袖ヶ浦市永地・永地公民館

議案第 2 号

投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和 4 年 7 月 1 0 日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和 4 年 6 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御 園 豊

別紙のとおり

議案第 3 号

投票所の投票立会人の選任について

令和 4 年 7 月 1 0 日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票所の投票立会人を次のとおり選任する。

令和 4 年 6 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御 園 豊

別紙のとおり

議案第 4 号

期日前投票所の決定について

令和 4 年 7 月 1 0 日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所を次のとおり定める。

令和 4 年 6 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御 園 豊

場 所	設 置 期 間	投票できる選挙人の 住所地
袖ヶ浦市民会館 1 階会議室	6 月 2 3 日から 7 月 9 日まで	市 内 全 域
平川公民館 1 階会議室	6 月 2 3 日から 7 月 9 日まで	市 内 全 域
長浦公民館 1 階多目的室	6 月 2 3 日から 7 月 9 日まで	市 内 全 域

議案第 5 号

期日前投票所開閉時刻の繰り上げについて

令和 4 年 7 月 1 0 日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 3 項において準用する同法第 4 0 条第 1 項ただし書きの規定による期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げる期日前投票所並びに繰り上げる時間及び閉じる時刻を次のとおり定める。

令和 4 年 6 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御 園 豊

場 所	繰り上げる時間	閉じる時刻
平川公民館 1 階会議室	3 時 間	午後 5 時
長浦公民館 1 階多目的室	3 時 間	午後 5 時

議案第 6 号

期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和 4 年 7 月 1 0 日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和 4 年 6 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御 園 豊

別紙のとおり

議案第 7 号

期日前投票所の投票立会人の選任について

令和 4 年 7 月 1 0 日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票立会人を次のとおり選任する。

令和 4 年 6 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御 園 豊

別紙のとおり

議案第 8 号

在外選挙における期日前投票所の指定について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 48 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり期日前投票所を指定する。

令和 4 年 6 月 14 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御 園 豊

指定した期日前投票所 袖ヶ浦市民会館 1 階会議室

議案第 9 号

不在者投票記載場所及び時間の決定について

令和 4 年 7 月 1 0 日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 5 0 条第 2 項に関する事務を取り扱う選挙管理委員会が管理者として管理する本庁以外の投票を記載する場所及び不在者投票を行うことができる時間を、次のとおり定める。

令和 4 年 6 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御 園 豊

投票を記載する場所	不在者投票を行うことができる時間
袖ヶ浦市民会館 1 階会議室	午前 8 時 3 0 分から午後 8 時まで
平川公民館 1 階会議室	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで
長浦公民館 1 階多目的室	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

議案第10号

特例郵便等投票用紙等の公示日前における郵送開始期日について
令和4年7月10日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例
代表選出議員選挙における特例郵便等投票用紙等の公示日前における郵送開
始期日を次のとおり定める

令和4年6月14日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御園 豊

公示前の発送日 選挙期日の公示の日前2日とする。

議案第 1 1 号

開票の場所及び日時の決定について

令和 4 年 7 月 1 0 日 執行予定の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票の場所及び日時を次のとおり定める。

令和 4 年 6 月 1 4 日 提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御 園 豊

- 1 場 所 袖ヶ浦市坂戸市場・袖ヶ浦市立昭和小学校体育館
- 2 日 時 令和 4 年 7 月 1 0 日 午後 9 時から

議案第 1 2 号

開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和 4 年 7 月 1 0 日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票管理者及びその職務を代理する者を次のとおり選任する。

令和 4 年 6 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御 園 豊

区 分	住 所	氏 名
開票管理者	袖ヶ浦市林 9 5 番地	御園 豊
職務代理者	袖ヶ浦市下宮田 7 6 番地 3	山口 貴一

議案第13号

ポスター掲示場の設置場所の決定について

令和4年7月10日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項に規定するポスター掲示場の設置場所を次のとおり定める。

令和4年6月14日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御園 豊

投票区名	ポスター掲示場の設置場所
第1投票区	袖ヶ浦駅前ロータリー 奈良輪会館前 長谷川宅前 としまや弁当奈良輪店向 袖ヶ浦駅北口ロータリー 袖ヶ浦駅海側地区近隣公園前 袖ヶ浦駅海側地区2号公園前 袖ヶ浦駅海側地区4号公園前 高須会館前 奈良輪小学校前 水路沿いゴミステーション脇 今井東自治会集会所前 今井第6公園 牧場西公園前 富士見台公園
第2投票区	袖ヶ浦駅南口第1自転車駐車場前 袖ヶ浦市役所前 昭和小学校正門横 昭和小学校裏門横 満蔵寺薬師堂脇
第3投票区	神納新田青年館前 市民会館前 神納あけぼの公園前 神納コミュニティセンター前 川間尻農村協同館向 神納あさひ公園前
第4投票区	袖ヶ浦高校前広域農道緑地 袖ヶ浦高校テニスコート前 神納公民館前 渡辺宅地先 わたなべ皮フ科クリニック前
第5投票区	福王台中央公園前 保田善昭宅前 富士石油社宅前 袖ヶ浦中央消防署駐車場前 富士見公園前 袖ヶ浦市商工会館前 JAきみつ袖ヶ浦支店前 みらいっ子る一む
第6投票区	蔵波会館前 宮田集会場前 長浦駅南口自転車駐車場前 長浦駅北口緑地前 長浦駅北口自転車駐車場前 弘福院観音堂下
第7投票区	蔵波県営住宅南側 蔵波県営住宅入口 御園公園前 花輪公園前 原ノ台公園前 蔵波公園前 清水公園前 清水頭公園前
第8投票区	長浦公民館前 美濃川一夫宅脇 子者清水集会場前 栗原宅地先 デイリーヤマザキ向 いちよう公園脇 さつき幼稚園駐車場前 こいで胃腸科・内科脇
第9投票区	長浦駅前ロータリー 主婦の店長浦店駐車場前 長浦駅前2丁目ポケットパーク前 長浦駅前1丁目ポケットパーク前 長浦小学校前 長浦駅前自治会館前 長浦駅前4丁目ポケットパーク前 森吉公園前
第10投票区	長浦中学校前 旧進藤商店向 久保田多目的会館脇 久保田会館前 消防第9分団詰所向 浜宿団地入口 浜宿団地グラウンド前 今井裕文宅脇

第11投票区	代宿北公園前 大木三弘宅向 石井俊一宅脇 代宿公民館向 小貫宅前 小湊バス折返し所前 代宿笠上入口 東京都千葉福祉園プール入口前
第12投票区	のぞみ野調節池前バス停脇 なかよし公園前 のぞみ野マルシェ向 のぞみ野第二自治会館前 みはらし公園前 丘の上公園前
第13投票区	大曽根青年館跡地前 矢沢フェロマイト前 大曽根公民館前 勝農村協同館前 のぞみ野団地入口
第14投票区	三ツ作自治会館前 山本茂宅脇 劔持宅前 根形小学校前 根形公民館前
第15投票区	飯富自治会館前 高橋久雄宅脇 富士食堂脇 飯富新田公民館前 佐久間隆宅前 袖ヶ浦公園入口 市営住宅向
第16投票区	神納萩原公園前 西沢宅地先 広域環境開発地先 スカイヒルズ公園前 袖ヶ浦菜の花苑向 橋東青年館前 蔵波中学校前
第17投票区	平岡公民館前 野里神社前 土地改良記念碑地先 台神社向 定度ラーメン店舗前 花川金物店脇 ドライブイン光国跡脇 島田電気前
第18投票区	平岡小学校幽谷分校向 林公会堂前 国道409・市道川原井林線交差点 新田入口 表場公会堂前 農協集荷所脇 細淵むつ宅地先 鶴岡商店向
第19投票区	平川保育所前 高谷交差点脇 増田信夫宅前 鳥澤宅向 青木重男宅前
第20投票区	アミノ駐車場向 鹿島公民館前 平川公民館前 小路第二公会堂前 百目木公園入口 百目木公民館前 吉田ハウジング脇 持田宅地先
第21投票区	中川幼稚園前 成蔵公民館脇 三枝建設前 富岡三叉路前 横田駅前 横田神社前 中川橋脇 大鳥居踏切地先
第22投票区	滝の口公会堂地先 滝の口入口 玉野入口 吉野田保育所前 宮田橋脇 八幡神社向 カメリアヒルズ前 平川公民館富岡分館前 打越団地入口 旧JA富岡支店向 日東バス停留所向
第23投票区	永地公民館向 永地子供の遊び場前 小幡好昭宅前 下泉農村広場前 下泉入口 影山一宏宅向 岩井公民館前 蓑輪政明宅地先

議案第14号

投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び
場所の決定について

令和4年7月10日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙における公職選挙
法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による候補者の氏名
及び党派別の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和4年6月14日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御園 豊

- 1 日 時 令和4年6月22日 午後6時
- 2 場 所 袖ヶ浦市役所内 袖ヶ浦市選挙管理委員会

議案第 15 号

開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について

(千葉県選出議員選挙)

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 62 条第 2 項、第 4 項又は第 5 項の規定によるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定める。

令和 4 年 6 月 14 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御 園 豊

区 分	場 所	日 時
公職選挙法第 62 条第 2 項の規定によるくじ	袖ヶ浦市役所内 袖ヶ浦市選挙管理委員会	7 月 7 日 午後 6 時 00 分
公職選挙法第 62 条第 4 項の規定によるくじ	袖ヶ浦市役所内 袖ヶ浦市選挙管理委員会	7 月 7 日 午後 6 時 05 分
公職選挙法第 62 条第 5 項の規定によるくじ	袖ヶ浦市役所内 袖ヶ浦市選挙管理委員会	事実発生の都度

議案第16号

開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について

(比例代表選出議員選挙)

令和4年7月10日執行予定の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第62条第2項の規定によるくじを行うべき場所及び日時を、次のとおりとする。

令和4年6月14日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御園 豊

場 所	日 時
袖ヶ浦市役所内 袖ヶ浦市選挙管理委員会	7月7日 午後6時10分

議案第 17 号

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長の執務場所の決定について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における本職の執務場所を次のとおり定める。

令和 4 年 6 月 14 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御 園 豊

袖ヶ浦市役所内 袖ヶ浦市選挙管理委員会

議案第18号

在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定によ
り、在外選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定める。

令和4年6月14日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御園 豊

別紙のとおり